

著作権分科会における審議状況と今後の主な課題

1. これまでの審議状況

文化審議会著作権分科会において、著作権者不明等の場合における裁定に係る補償金の額等の審議のため、使用料部会を設置するとともに、DX時代に対応した著作物の利用円滑化・権利保護・適切な対価還元に係る基本政策や著作権法制度に関する専門的事項、著作権保護に向けた国際的な対応の在り方等の審議のため、政策小委員会を設置している。それぞれの審議状況については以下のとおりである。

(1) 使用料部会における審議状況について

著作権法に基づく文化庁長官による文化審議会への以下の諮問事項に関する審議等を行った。

- ・著作権法施行令の一部を改正する政令案について（著作物等保護利用円滑化事業へ支出すべき補償金及び担保金の額の算出方法に関する改正）
- ・未管理著作物裁定制度における登録確認機関の確認等事務規程の認可について
- ・著作権者不明等の場合における著作物等の利用に係る補償金の額について

(2) 政策小委員会における審議状況について

レコード演奏・伝達権について、重点的に審議を行い、利用者をはじめとする関係者からのヒアリングを重ね、権利が創設された場合の社会的影響等について議論を行った。法制的な枠組みについては、国際的な制度との調和の観点も踏まえつつ、審議を行った。

また、デジタル教科書の在り方を踏まえた著作権制度への対応について、教育におけるDXの推進を踏まえ、デジタル教科書の導入に伴う著作物等の利用の円滑化と権利保護を両立する方策に関する審議も行った。

これらの審議の結果、法改正の方向性を示す報告書がとりまとめられ、政策小委員会にて報告された（その後、修正なく、著作権分科会の報告書としてとりまとめられた）。

2. 今後の課題

引き続き検討が必要とされた課題を中心に、著作権政策・制度に関する諸課題について、今後も検討を行う予定。